



(電子版)

info@jikosoren.jp

2021年 第2号 2021年1月28日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

コロナ危機突破、ライドシェア阻止

第43回中央委員会 春闘方針案を満場一致で可決



第43回中央委員会＝2021. 1. 27、東京・自交共済会議室

自交総連は1月27日、東京・自交共済会議室で、第43回中央委員会をひらき、「コロナ危機突破、ライドシェア阻止 雇用を守れ、人間らしく暮らせる賃金確保 21春闘」をスローガンとする春闘方針を決めました。中央委員会には22地方から49人が参加しました（中執はリモート参加）。

今年度の中央委員会は、第43回定期大会と同様、新型コロナウイルス感染症の終息の目途がたたない現状を鑑み、組合員や関係者を感染から守るために書面開催となりました。

中央委員会では、月村隆浩中央委員が議長を務め、中執が議決結果を確認。2021年春闘方針案、会計中間報告並びに会計監査報告、規約改正の予備提案を満場一致で決定しました。

第43回中央委員会 参加者数

	定数	参加	率
役員	16	16	100%
中央委員	33	33	100%
合計	49	49	100%

注. 中央委員は1月26日までに到着した議決票をもって中央委員会参加とした。役員は、会場に直接参加している人、Zoomで接続している人、電話で参加を確認した人を中央委員会参加とした。

コロナ解雇、割増賃金請求などのたたかいを交流

弁護士交流会 11地方22人の弁護士が参加

自交総連第43回弁護士交流会が1月25日、ZoomをつかったWEB会議形式で行われ、11地方22人の弁護士が参加、中執も傍聴しました。

会議では、基調報告として、①コロナ危機のなかでの自交労働者の闘い（菊池書記長）、②ライドシェア・



第43回弁護士交流会=2021. 1. 25、東京・自交共済会議室

ギグ労働の最近の国際的動向（菅俊治弁護士、東京法律事務所）が行われ、菅弁護士は、ウーバーイーツなどのプラットフォームによるギグ労働がコロナで拡大している状況を説明し、欧州や韓国などで規制の動きがある一方、米・カリフォルニアでは規制への巻き返しも起こっていることなどを報告しました。

特別報告として、①割増賃金を歩合給から差し引く賃金の最高裁判決、国際自動車事件（中村優介弁護士、江東総合法律事務所）、②割増賃金を歩合給から差し引く賃金での高裁不当判決、最高裁上告棄却、東交通事件（齋藤耕弁護士、さいとう耕法律事務所）、③コロナ危機を理由にした解雇で仮処分勝利、センバ流通事件（長沼拓弁護士、一番町法律事務所）が報告され、意見交換がされました。

国際自動車事件は、一度は最高裁で不当な判断がされたものを再逆転したもので、割増賃金を歩合給から差し引いて総額が変わらない賃金は、割増賃金を支払ったことにならないということが明確にされました。

これと同様の賃金で、最高裁で上告が棄却された東交通事件については、なぜ最高裁が異なる判断をしたのかについて質問も出され、二次訴訟での勝利をめざすとの決意が述べられました。

センバ流通の事件は、コロナによる解雇を無効としたもので、全国的にも大きな影響を与えたと評価されましたが、賃金仮払いが極端に低額にされていることについては、裁判所の全国的な傾向でもあり、警戒を要するとの意見が出されました。